

【資料1】

4年(平成6年)6月11日(土曜日) (日刊) 新

教師「辞めたい」7割も

県内小・中学校 アンケート調査 過半数に多忙感

県内小・中学校の教員の
 71%が辞めたいと考えた
 ことがあり、77%が「仕
 事が忙しい」と感じている
 ことが、調査のために組織
 した「県教員の多忙化問題
 研究会」(事務局・岡野勉
 新大教育学部付属教育実践
 研究指導センター助教)の
 アンケート調査で分かっ
 た。

調査は昨年一月で、小・
 中学校、随習見学校の教員
 二千七百人を無作為で抽出
 し、四百三十二人から回答
 が寄せられた。

それによると、「教職を
 辞めたいと思うことがある
 か」という問いに、「いつも
 もそう思う」が二二%、「と
 きどき思う」が五九%と
 合計七二%にも上る。理想
 の教師像に自分は「合って
 いる」と答えたのは「どち
 らか」といえば「をきめて四
 七%、逆に否定的なのが五
 三%を占めた。

「仕事が大変忙しい」と
 感じているのは二〇%、「忙
 しい方だと思う」が五七%

を占め、多忙感が教員の間
 で広がっている。

教職活動に関する悩みで
 は、「雑務に追われて授業
 に専念できない」が「そう
 思う」「どちらかといえば
 そうだ」を合わせると、五
 三%(複数回答)と最も多
 く、次いで「人事異動に不
 満がある」(四三%)、「校
 務分掌の不满がある」(四
 一%)の順となっている。

調査に携わったメンバー
 の一人の片岡弘一(いがた
 県民教育研究所事務局長は

「先生が辞めたいと考える
 理由は、生徒指導上での精
 神的疲労、教科指導などで
 の努力が成果になって表れ
 ない憤り、学校教育の簡便
 化など、いろいろな要素が
 錯綜しているのではない
 か」と分析している。

「新潟日報」1994年6月11日付

註：この記事のなかの「県教員の多忙化問題研究会」には、いがた県民教育研究所も参加している。この調査の「中間報告」は、当研究所の責任でまとめたものである。それは『いがたの教育情報』37号(5月20日発行)に掲載された。

【資料 2】 「子どもの権利条約」について 県教育長の答弁
 (1994年7月新潟県議会)

質問要旨	答弁者	答 弁 要 旨
<p>1 子供の権利条約について (1) この条約の発効に伴い文部省次官通知が出されているが、教育委員会の対応について伺う。</p>	<p>本間教育長</p>	<p>児童の権利条約の発効に伴います教育委員会の対応についてお答えします。 教育委員会といたしましては、文部事務次官通知を受けまして、その写しと条約本文等を市町村教育長、公立学校長等に送付するとともに、次官通知及び条約の趣旨を踏まえ、これを契機に、更に一層、児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切に教育を行うよう通知したところであります。 また、児童生徒に対しましては、国において近日中に児童生徒向けのリーフレットを作成することとしておりますので、これらを活用しながら、権利及び義務とともに正しく理解させ、条約の趣旨の周知を図ってまいりたいと考えております。 本条約は基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法、教育基本法などと軌を一にするものであり、本条約の発効に伴って特段の措置は必要ないものと考えておりますが、今後とも機会あるごとに条約の趣旨の徹底を図り、従来にも増して一層児童の人権に配慮した教育が行われるよう指導してまいりたいと考えております。</p>
<p>(2) 教育現場の実態を見ると。条約の主旨に照らして問題のある事例が見受けられる。現場を見つめる的確な対応を考えるべきではないか。</p>	<p>本間教育長</p>	<p>次に、教育現場における問題のある事例に対して的確な対応を考えるべきではないかとのご意見についてでございますが、児童生徒のいじめや校内暴力、さらには教師による体罰など、児童生徒の人権にかかわる問題がなお解消されていないことは遺憾なことであると考えております。 いじめや校内暴力への対応につきましては、早期対応、教育相談の実施、家庭や関係機関との連携などに努めるとともに小・中学校の多発校には教員を加配して校内指導体制を整え、撲滅に努めているところであります。 また、体罰に対しましては厳しく責任を問うこととするとともに、教職員の自覚を高めるよう強く指導しているところであります。 教育委員会といたしましては、本条約の発効を契機に教職員の人権意識の高揚を図り、児童生徒の人権にかかわる問題に対しては、勇気をもって的確に対応するよう強く指導してまいりたいと考えております。</p>

【資料3】 「特殊学級の教育—Q&A—」

1992・3 新潟県教育委員会

I 新潟県における特殊学級の教育

Q1 新潟県にはどのような特殊学級が設置され、どのくらいの児童生徒が学んでいるのでしょうか。

小・中学校に設置される特殊学級は、法令上、精神薄弱、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害の7種類に分けられています。

このうち、平成3年度現在、当県に設置されている特殊学級は以下のとおりです。

小学校では、①精神薄弱 ②肢体不自由 ③病弱・身体虚弱 ④難聴 ⑤言語障害 ⑥情緒障害の6種類、中学校では、①精神薄弱 ②病弱・身体虚弱 ③難聴 ④情緒障害の4種類です。

昭和54年度からのそれぞれの特殊学級の児童生徒数の推移は、下表に示すとおりです。これによれば、全体として児童生徒数も学級数も減少していますが、学級数の減少よりも児童生徒数の減少が著しい傾向を示しています。

学 校	年 度	精神薄弱		肢体不自由		病弱・身体虚弱		難 聴		言語障害		情緒障害		計	
		学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
小 学 校	昭54	259	1,029	6	29	29	282	9	39	32	175	25	115	360	1,669
	56	246	991	5	14	28	220	10	38	35	182	36	154	360	1,599
	58	243	981	6	17	24	194	10	39	37	197	50	196	370	1,624
	60	226	849	6	17	17	124	10	35	35	184	61	204	355	1,413
	62	204	720	5	14	11	90	9	32	35	174	61	179	325	1,209
	平元	190	625	5	11	8	49	9	32	34	145	60	158	306	1,020
	3	182	595	7	17	4	9	9	35	35	130	61	158	298	944
中 学 校	昭54	151	638	4	21	-	-	1	7	-	-	7	20	163	686
	56	144	575	2	4	-	-	1	4	-	-	9	21	156	604
	58	130	539	2	5	2	8	1	6	-	-	15	48	150	606
	60	124	524	5	11	1	5	1	3	-	-	22	61	153	604
	62	118	454	3	6	2	9	1	4	-	-	26	87	150	560
	平元	110	372	0	0	1	3	1	4	-	-	34	88	146	467
	3	104	334	0	0	1	6	1	2	-	-	28	59	134	401

(義務教育課調べ)

Q2 精神薄弱や情緒障害特殊学級卒業生の進学が困難な状況にあります。これらの卒業生を受け入れる後期中等教育の整備状況はどうなっていますか。

1 特殊学級卒業生の進路状況

精神薄弱特殊学級や情緒障害特殊学級の個別の統計ではありませんが、中学校特殊学級卒業生全体の進路状況調査（下表参照）があります。精神薄弱・情緒障害特殊学級以外は、中学校では極めて設置数が少ないので、この調査は精神薄弱児と情緒障害児の進路状況をほぼ正確に示していると考えてよいでしょう。比較のために精神薄弱養護学校中学部卒業生の進路状況も載せたので参考にしてください。

この資料によれば、進学率がいずれも20%前後と、大変低い数値を示します。福祉施設や在宅となる割合は、平成3年3月、中学校特殊学級卒業生で38%、精神薄弱養護学校中学部卒業生では78%と高い数値を示しています。

中学校特殊学級卒業生の進路

卒業年月	卒業生		進 学 者			専修学校等	就職	無業者死亡・不詳の者
	総 数	合計	高校	高等部	進学率			
元年3月	185	44	26	18	23.8	17	78	46
2年3月	179	20	5	15	11.2	15	85	59
3年3月	161	33	13	20	20.5	14	53	61

*無業者等は、福祉施設・医療施設等措置者及び施設特種者を含む在宅者である。（学校基本調査より）

2 精神薄弱養護学校高等部の整備状況

心身障害児のための後期中等教育は、精神薄弱を除いてほぼ整備されていると考えられます。

保護者等から要望の強い精神薄弱養護学校高等部については、県では右表のように整備を行う予定です。基本的に、社会自立・職業自立を目指すことを目的にしていますので、精神薄弱児や情緒障害児の軽度、中度の者が該当することになります。

平成6年4月には、新潟市に、高等部だけの養護学校を新設する計画です。これにより、精神薄弱児の進学率が飛躍的に高まることが予想されます。

精神薄弱養護学校中学部卒業生の進路

卒業年月	卒業生		高等部進学		専修学校等	就職	施設入所	在宅等
	総 数	進学数	進学率	進学率				
元年3月	108	16	14.8			75	3	14
2年3月	110	22	20.0		3	74	1	10
3年3月	106	23	21.7		2	18	53	10

（義務教育調べ）

精神薄弱養護学校高等部の学級の整備状況

（平成4年以降は予定、定員は1学級10人、平成6年は9人）

学 校 名	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年
高田養護学校	1	1	2	2	2
月ヶ岡養護学校	—	2	3	3	2
村上養護学校	—	—	1	1	1
（仮称）新設高等養護学校	—	—	—	—	4
計	1	3	6	6	9

Q 4 特殊学級や特殊教育諸学校で心身障害児の指導をしたいのですが、特殊教育のための専門の資格が何か必要なのでしょうか。

特殊教育は、専門性の高い教育です。現在、特殊教育に携わるためには、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、その他、特殊教科の免許状があります。

特殊学校の教育を担当する教員は、該当の障害児教育にかかわる免許状が是非必要でしょう。しかし、当県では、免許状がないからといって、特殊教育諸学校の教員になれないということはありません。

特殊学級の教育を担当する教員も、特殊教育の免許状は必要でしょう。しかし、この場合も、免許状がないからといって、特殊学級の担任になれないということはありません。（右表参照）

公立小中学校教員の特殊学校教諭免許所有状況（平成3年度）

特殊教育に関心があり、意欲的に取り組んでみたいという希望がありましたら、校長、教頭等に申し出てください。

	本務教員の免許所有状況		特殊学級担任者の状況		
	本務教員数	免許所有者（%）	免許担任者（%）	無免許担任者	合計
小	9,948	694 (7.0)	88 (29.3)	212	300
中	5,919	112 (1.9)	24 (18.8)	104	128
計	15,867	806 (5.1)	112 (26.2)	306	428

Q 5 特殊学級の教育を自信をもってやるために、内地留学等で専門の研修を受けたいのですが、この制度はどうなっているのでしょうか。

現職教員が、内地留学等の研修を受ける制度はいろいろあります。特殊教育関係だけに限れば、平成3年度現在、新潟県特殊教育内地留学（定員9名）、県立教育センター長期研修（定員2名）があります。その他、特殊教育の枠は若干名となりますが、上越教育大学大学院派遣、新潟大学一般研修等があります。希望する場合は、県教育委員会の募集に出願されるとよいでしょう。

内地留学による研修ではありませんが、県下には、新潟県特殊教育研究会を始め、各種の研修団体がありますので、それらに参加されて研修を積まれるのもよいでしょう。また、市町村では、担任者のための研修を行っているところがありますし、担任者同士が、相互に連絡を取り合って研修を積み上げているところもあります。

特殊教育は高い専門性が要求されますので、是非、いろいろな機会をとらえて研修を深め、教育効果を上げられるようお願いします。

Q3 校内には、特殊学級該当児がいるのですが、どこで、どのようにして特殊学級への就学指導を進めたらよいでしょうか。

1 まず校内の就学指導組織の確立を

校内の児童生徒が特殊学級該当児かどうかは、Q1・2で回答の資料を基に判断しますが、その判断が適正に行われるように、校内就学指導委員会の設置を提案します。そこでは、該当児の資料収集を行い、それに基づいて「特殊学級への就学が適当」の校内判断を行います。

2 市町村就学指導委員会の判断を仰ぐ

次に、市町村就学指導委員会に依頼して、教育委員会の判断を仰ぎます。市町村就学指導委員会では、校内の情報や他の専門的な情報を基に総合的に判断します。その結果、特殊学級への判断が示されます。

3 学校は教育委員会と協力して適正就学指導を

該当児や保護者への適正就学指導は、市町村就学指導委員会の判断に基づいて、学校と教育委員会が協力して行います。しかし、現実には、該当児や保護者と接する機会の多い担任や学校側職員が中心となって行わなければならない場合も多いことと思います。

Q4 小学校へ入学する心身障害児の適正な就学指導の推進は、どこで、どのように進めればよいでしょうか。

心身障害児の適正就学指導を推進する主体は、市町村の教育委員会です。

市町村の教育委員会は、就学時の健康診断等を実施して心身障害児を把握し、就学指導委員会の専門的意見を聞いて適正就学を推進するように定められています。（学校保健法、初等中等教育局長309号通達等）

教育委員会は、就学指導委員会の判断に基づき、就学指導担当者が保護者と適正就学について話し合います。このとき、該当児や保護者と深いかかわりをもっている保健婦さんや保育所の先生等の協力を得て行うことも大切です。

近年、心身障害児の早期ケアが進んでいますので、市町村教育委員会はこれら諸機関との連携を深め、早期から就学相談を行う必要があります。各学校や特殊学級でも、早期からの適正就学指導の推進に協力できる校内体制を整備していただきたいと思えます。